

令和7年度
(2025年度)

監査結果報告書

吹田市監査委員



7 監 第 3 4 3 号
令和 8 年 4 月 6 日
(2026年)

吹田市監査委員 稲田 勲
吹田市監査委員 川西 英之
吹田市監査委員 澤田 直己
吹田市監査委員 井口 直美

令和 7 年度（2025年度）監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定により令和 7 年度の監査を実施しましたので、同条第 9 項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を提出します。

目 次

	ページ
第1 監査の種類	1
第2 財務監査及び行政監査（定期監査）	
1 監査の範囲	1
2 監査対象部局	1
3 準拠した規定	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の実施内容	2
6 監査の結果	2
7 意見	5
第3 工事監査	
1 監査の範囲	7
2 監査対象工事	7
3 準拠した規定	7
4 監査の着眼点	7
5 監査の実施内容	8
6 監査対象工事の概要	8
7 監査の結果	9
第4 財政援助団体等監査（出資団体監査）	
1 監査の範囲	9
2 監査対象団体及び所管部局	9
3 準拠した規定	9
4 監査の着眼点	9
5 監査の実施内容	10
6 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団に係る監査の結果及び意見	10
7 公益財団法人千里リサイクルプラザに係る監査の結果及び意見	11
第5 財政援助団体等監査（指定管理者監査）	
1 監査の範囲	12
2 監査対象団体及び所管部局	12
3 準拠した規定	12
4 監査の着眼点	12
5 監査の実施内容	13
6 指定管理者に係る監査の結果及び意見	13

第1 監査の種類

本監査結果報告書に記載の監査の種類は、財務監査及び行政監査（定期監査）、工事監査並びに財政援助団体等監査（出資団体監査及び指定管理者監査）です。

第2 財務監査及び行政監査（定期監査）

1 監査の範囲

地方自治法第199条第1項及び第2項に規定する本市の財務に関する事務その他の事務の執行について、原則として令和7年度の事務を対象として、監査を行いました。

2 監査対象部局（組織の名称は、監査実施時点のものです。）

- (1) 児童部（子育て政策室、子育て給付課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、すこやか親子室、家庭児童相談室及びこども発達支援センター並びに千里第二幼稚園、豊津第一幼稚園、山田第一幼稚園、東佐井寺幼稚園、吹一保育園、片山保育園及び山三保育園）
- (2) 福祉部（福祉総務室、総合福祉会館、生活福祉室、福祉指導監査室、高齢福祉室及び障がい福祉室）
- (3) 健康医療部（健康まちづくり室、成人保健課、国民健康保険課、保健医療総務室、衛生管理課及び地域保健課）
- (4) 環境部（環境政策室、環境保全指導課、事業課、資源循環エネルギーセンター及び破碎選別工場）
- (5) 都市計画部（都市計画室、計画調整室、開発審査室、住宅政策室及び資産経営室）
- (6) 土木部（総務交通室、道路室、公園みどり室及び地域整備推進室）
- (7) 学校教育部（教育総務室、学校管理課、学務課、教育未来創生室、保健給食室、学校教育室、教職員課及び教育センター）
- (8) 小学校及び中学校（吹田第二小学校、千里丘北小学校、津雲台小学校、第六中学校、山田中学校及び古江台中学校）

3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査委員に関する条例第7条、吹田市監査基準及び令和7年度財務監査及び行政監査実施計画

4 監査の着眼点

- (1) 着眼点

ア 次に掲げる事務が、法令等に従い、かつ、必要な決裁を受け、適正に執行されているか。

- (ア) 公金の徴収及び滞納整理の事務
- (イ) 契約の事務
- (ロ) 補助金等の交付及び貸付金の貸付けの事務
- (ハ) 損害賠償責任保険等の加入及び保険金の請求の事務
- (ニ) その他の支出負担行為の事務
- (ホ) 旅費の支給の事務
- (ヘ) 現金及び有価証券の取扱い並びに財産の管理の事務
- (コ) 各種システム・サービス等における共用IDの管理に係る事務

イ 事務事業が経済的かつ効率的に執行されているか。

ウ 事務事業が市民負担の軽減及び市民サービスの向上が図られるよう執行されているか。

(2) 重点事項

契約の相手方の選定

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和7年10月2日から令和8年3月27日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象部局の会議室等

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、監査対象部局の会議室等で、関係書類を抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に關係職員の出席を求めて口頭により、監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び聴取した事項の評価を行いました。

6 監査の結果

- (1) 上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした次に掲げる事務等が法令に適合し、正確で、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。ただし、ア、イ及びスに掲げる事務については、(2)に記載の是正を要する事項が見受けられました。

ア 納入通知、督促等の公金の徴収の事務

イ 入札、見積合せ、随意交渉等の契約の相手方の選定、契約の締結、契約の保証の取得、履行の確認等の契約事務

- ウ 補助金等の交付の事務
- エ 未収貸付金の督促を含む貸付金の貸付けの事務
- オ 保険証券の保管を含む損害賠償責任保険等の加入及び保険金の請求の事務
- カ 物品出納を含む物品購入の事務
- キ 報酬、負担金等の支出の事務
- ク 旅費の支給の事務
- ケ 現金及び切手その他有価証券の取扱いの事務
- コ 備品台帳の整理を含む公印その他の備品の管理の事務
- サ 法令に基づく保守点検等の施設の管理の事務
- シ 普通財産の貸付け及び貸付料の徴収の事務
- ス 行政財産目的外使用に係る使用料等の徴収の事務
- セ 予算流用の事務
- ソ 各種システム・サービス等における共用IDの管理に係る事務

(2) 監査実施時点において見受けられた是正を要する事項は、次のとおりです。

- ア 長期継続契約である各児童会館清掃業務委託契約（契約期間 令和5年12月1日から令和8年11月30日まで）において、契約の保証として1年ごとに履行保証保険契約が締結されていましたが、令和6年12月以降については、未契約となっていました。（児童部子育て政策室における契約事務）
- イ 一時預かり事業利用料の徴収において、利用者の対象年齢区分を誤って利用料を算定していたことにより、1,000円上回って徴収しているものが1件ありました。（児童部のびのび子育てプラザにおける収入事務）
- ウ 入札予定価格の決定は、その性質上決裁権者の単独決定行為（「伺い」にはなじまない）であり、適正な入札の執行を担保するため、入札予定価格の秘密は厳格に保持される必要がありますが、公用車リース業務契約において、予定価格が記載された予定価格調書案が入札執行伺いの起案に添付されていました。（児童部家庭児童相談室における契約事務）
- エ 令和6年度住民税非課税世帯支援給付金給付事業対象者等データ作成業務委託契約において、仕様書によると、受託者が業務手順についてのマニュアルを作成することとなっていますが、国が示した手順を参照しながら市がマニュアル案を作成し、受託者と協議の上で完成させていました。（福祉部生活福祉室における契約事務）
- オ 高齢者・介護家族電話相談業務委託契約において、仕様書によると、受託者は相談業務開始前までに相談員の氏名、資格、職務経験、研修受講日等の報告を行うこと、また職種別のシフト表等の相談体制を報告することとなっていますが、報告されていませんでした。（福祉部高齢福祉室における契約事務）
- カ 委託料の支払は請求日から起算して30日以内にしなければなりません、保健所の夜間・休日における緊急電話交換業務委託契約（単価契約・毎月

- 払) の令和7年6月分、7月分及び8月分の委託料について、遅くとも7月29日、8月28日、9月9日にはそれぞれ請求書を受領していましたが、支出負担行為はしていたものの10月10日時点で支払手続がされていませんでした。(健康医療部保健医療総務室における契約事務)
- キ 小・中学校英語指導助手派遣業務委託契約(債務負担行為・単価契約)において、契約の保証として履行保証保険契約が締結されていましたが、令和7年9月1日付けの契約変更(労働者の派遣人数を1人増員)に伴う履行保証保険契約の契約変更がされていませんでした。(学校教育部学校教育室における契約事務)
- ク 小中学校支援学級通学車両運行業務委託契約(単価契約)において、契約の保証として履行保証保険契約が締結されていましたが、保険金額について契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加えた額に基づき算定するところ、誤った金額で算定されていたため、必要となる保険金額(約46万7千円)が約15万3千円不足していました。(学校教育部学校教育室における契約事務)
- ケ プログラミング教材賃貸借契約において、契約内容は、中学1年の生徒に対して、卒業等までの利用権を付与するものであり、本来であれば3年度にわたる長期継続契約を締結の上で、それに見合う利用料を年度ごとに支払うべきですが、今年度で3年度分の使用料を全額支払う契約となっていました。(学校教育部教育センターにおける契約事務)
- コ 一般競争入札及び指名競争入札に係る予定価格については、本市では工事及び工事に係る設計等の委託業務のみを対象として、入札の公告後速やかに公表(事前公表)することとしています。旧市営住宅跡地売却支援業務において、工事等に類するという独自の判断に基づき、事前公表の対象業務に該当すると解釈したことから、本来すべきではない予定価格の事前公表を行っていました。(都市計画部都市計画室における契約事務)
- サ 市営住宅収入認定額更正に係る申請において、指定管理者が申請者から雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写しの提出を受けていましたが、提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写しに、法律で定められた場合を除き収集してはならない個人番号が記載されていました。(都市計画部住宅政策室における契約事務)
- シ 公共交通維持・改善計画中間見直し業務委託契約において、契約締結時には適正な額の履行保証保険に加入していたものの、契約金額を1,697,300円増額する変更をした際に、増額分に対応する履行保証保険に加入していませんでした。(土木部総務交通室における契約事務)
- ス 花とみどりの情報センターにおける行政財産の目的外使用料の徴収において、使用許可面積を誤って使用料を算定していたことにより、14,532円上回って徴収していました。

また、令和5年度についても、建物の経年数を誤って使用料を算定していたことにより、150円上回って徴収していました。（土木部公園みどり室における収入事務）

7 意見

- (1) 入札について、応札が1者のみであったという事例が多数見受けられました。このことについては、令和5年度の監査結果報告書においても改善を求めていましたが、十分な対策が講じられていません。価格において競争性を求めることが適正であると判断し入札を実施する以上は、その目的が十分に達せられるよう、応札が1者のみという事態が生じた際には、入札に参加するための準備期間等は十分に確保されていたか、入札に係る業務の仕様に改善すべき点はなかったか、実質的に新規参入を排除する形となっていなかったかなどについて、参加しなかった事業者への聴取り等も含めて原因を調査及び検証し、次回以降の改善に向けた積極的な対策を講じてください。
- (2) 入札について、落札率が100パーセントとなっているものが散見されましたが、その中には1者のみから徴取した見積書の額をそのまま予定価格としているものがありました。予定価格の積算に当たっては、可能な限り市が独自に積算することが望ましいですが、それが難しい部分についても、できるだけ多くの事業者から情報を収集し、それらを広く取り入れながら積算することで、適正な予定価格となるよう努めてください。
- (3) 入札について、予定価格を大きく下回る価格で落札されたものが見受けられました。このような案件については、そもそもの予定価格が適正であったかを検証するとともに、低価格であっても契約内容の確実な履行や業務品質の確保等に問題がないか、確認を徹底してください。また、このような落札については、当該案件は問題がなくとも、今後運用保守等の追加業務が生じた際に、かえって高額な契約金額を強いられる懸念もあります。そのようなことにも留意し、他市事例等も参考にしながら制度の改善に努めてください。
- (4) 指定管理施設においては、市は当該施設の収支計画書及び収支報告書の提出を毎年度受けていますが、直接経費と間接経費（一般管理費）の区分が明確にされていないため、必要経費の実態を正確に把握することが困難なケースが見受けられます。直接経費はその積算根拠が明らかであるべきであるとともに、間接経費は施設運営により事業者が得ている利益と密接な関連を持ちます。これらを適切に把握することは、公の施設の管理状況や、委託料の額の妥当性に対して市が説明責任を果たすためにも極めて重要です。

全ての事業所管部局において統一的な改善が行われるよう、制度所管部局がその仕組みを構築し、全庁に向けて周知徹底を図ってください。

- (5) 指定管理業務における自主事業計画書の提出や承認、利用者ニーズの把握に関する調査結果報告書の提出、第三者委託の承認手続において、基本協定書の

規定に基づいた形での対応がされていないものが散見されました。協定書の規定どおりに履行できるよう改善してください。

また、プロポーザル方式による事業者選定において提案を受けた事業の一部が実施できていない事例も見受けられました。業務の履行確認に当たっては、協定書や仕様書のほか、提案書等に記載されている事項にもよく目を配りながら、その実施内容に漏れや不備がないか十分確認してください。

- (6) 指定管理者が自主事業として施設内に自動販売機を設置した場合、指定管理者が市に納付する目的外使用料が、最低使用料に近い額となっており、本市が自動販売機の設置者を公募して目的外使用許可をしていたときに納付されていた使用料よりも、大幅に減少している場合があり、令和4年度、5年度及び6年度の監査結果報告書において、制度の改善を求めていましたが、取組が進められていません。

施設利用者の利便性の向上につながる自動販売機の設置は、市の歳入の確保にも寄与するものであることから、本市に納付される使用料の減少が大幅なものにならないよう早期の制度の改善を求めます。

- (7) 委託契約において、仕様書に記載されている内容と実際に委託された内容が一部整合していないものが見受けられました。契約内容によっては、契約の相手方との疑義やトラブルに発展する可能性もあることから、仕様書の作成の際には業務内容に沿った事項が適切に記載されているかについて改めて確認してください。特に、毎年度同様の契約を締結しているような業務については、前年度の仕様から変更が生じていないかを必ず見直すようにしてください。
- (8) 契約手続に係る起案について、決裁区分を誤って適用した結果、必要な決裁が不足しているものが散見されました。また、過去の起案文書を参考にして同様の起案を作成する際に、金額等の変更箇所を考慮せずにそのまま決裁区分を引用した結果、必要な決裁が不足していることも少なくありません。決裁区分の適用に当たっては、前例をそのまま踏襲するのではなく、文書の内容をその都度よく確認するとともに、事務処理規程における決裁区分の考え方そのものについても、誤解や見解の相違が生じないように、制度所管部局において効果的な方策を検討してください。
- (9) 今年度の行政監査のテーマとして取り上げた共用IDの管理に係る事務について、監査対象部局における状況を確認したところ、共用IDの管理についての認識が部局によって異なっており、共用IDのパスワードの変更頻度など対応にばらつきがあることが分かりました。多くの情報システムや情報資産を様々な脅威から守るため、情報セキュリティポリシー等に準拠できるよう統一的な運用を徹底してください。

第3 工事監査

1 監査の範囲

地方自治法第199条第1項に規定する本市の財務に関する事務のうち、工事の設計、施工等について監査を行いました。

2 監査対象工事

(仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事(建築工事)
(監査対象工事は、進捗状況等を勘案して選定しました。)

3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査基準及び令和7年度工事監査実施計画

4 監査の着眼点

(1) 計画

- ア 事業の目的が市民の福祉の増進に資するものとなっているか。
- イ 工事の計画関係書類が整備されているか。

(2) 設計

- ア 現地の事前調査が十分に行われているか。
- イ 法令等に適合し、設計基準、設計資料等を的確に反映しているか。
- ウ 工事目的物の維持管理、コスト削減及び環境への配慮がなされているか。
- エ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書が的確に作成されているか。

(3) 積算

- ア 積算基準、積算資料等の運用が適正に行われているか。また、数量及び金額が明確な積算根拠に基づき算出されているか。
- イ 歩掛及び単価が適正か。また、施工の条件等が歩掛及び単価に的確に反映されているか。
- ウ 積算書等の照査が適正に行われているか。

(4) 契約

- ア 契約の相手方の選定及び契約の締結の事務が適正に行われているか。
- イ 契約書等の関係書類及び帳簿が整備されているか。また、契約保証金の取扱いが適正に行われているか。

(5) 施工

- ア 官公庁に対する工事施工に関する必要な手続が行われているか。
- イ 工事施工計画が適切か。また、施工計画関係書類が整備されているか。
- ウ 法令等を遵守し、設計図書どおりに施工されているか。また、環境に配慮した施工がなされているか。
- エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類が整備されているか。

- オ 各種検査、材料試験等が適正に行われているか。また、その記録が整備されているか。
- カ 工程管理、品質管理及び現場の安全管理が適切に行われているか。
- キ 工期変更及び設計変更の理由、内容及び変更の時期が適切か。
- ク 関連工事との連絡調整が適切に行われているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和7年10月15日から令和8年3月27日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び工事現場

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、関係書類の提出を求め確認し、監査委員室で関係職員から事情を聴取するとともに、工事現場での調査を実施しました。

事前監査のうち、工事の技術に関する調査は、専門的知識を必要とするため、技術士で組織される団体である公益社団法人大阪技術振興協会からの助言を得て実施しました。

監査委員全員による本監査においては、関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場での調査を実施し、提出を受けた監査資料、聴取した事項等の評価を行いました。

6 監査対象工事の概要（契約金額及び工期は本監査時点のものです。）

(1) 名称

（仮称）吹田市北消防署北千里出張所建設工事（建築工事）

(2) 種類

建築一式

(3) 場所

吹田市藤白台1丁目1番50号

(4) 内容

消防出張所の建設工事に伴う本体工事・外構工事等一式

(5) 契約金額

389,518,800円

(6) 工期

令和6年12月20日から令和8年2月27日まで

(7) 関係部局

消防本部総務予防室（事務事業所管）、都市計画部資産経営室（工事執行所管）及び総務部契約検査室（契約手続所管）

7 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした次に掲げる事務等が法令に適合し、正確で、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

- (1) 設計に係る事務
- (2) 契約の相手方の選定等の契約事務
- (3) 工事施工及び工程管理に係る事務
- (4) 安全管理に係る事務

第4 財政援助団体等監査（出資団体監査）

1 監査の範囲

地方自治法第199条第7項に規定する本市が資本金等の4分の1以上を出資している団体の出納その他の事務の執行で当該出資に係るものについて監査を行いました。

2 監査対象団体及び所管部局

- (1) 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団（出資団体）及び健康医療部健康まちづくり室
- (2) 公益財団法人千里リサイクルプラザ（出資団体）及び環境部環境政策室

3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査基準及び令和7年度財政援助団体等監査実施計画

4 監査の着眼点

- (1) 定款、経理規程等が整備されているか。また、それらに基づいた事務が執行されているか。
- (2) 決算諸表等が法令等に準拠して作成されているか。
- (3) 出納関係帳票等の整備及び記帳が適正になされているか。
- (4) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (5) 経営成績及び財政状態が良好か。
- (6) 資金の運用が適切か。
- (7) 事業運営における経済性、効率性及び透明性の確保が図られているか。
- (8) 現金、預金通帳及び銀行印その他財産の管理が適切に行われているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和7年9月4日から令和8年3月27日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体の施設の会議室等

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、監査対象団体の施設の会議室等で、関係書類の提出を求め抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に関係職員の出席を求めて口頭により、監査対象団体及び監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び聴取した事項の評価を行いました。

6 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団に係る監査の結果及び意見

(1) 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団の概要

ア 設立年月日

平成3年（1991年）3月29日

（平成25年（2013年）4月に財団法人から移行）

イ 団体の目的

当団体は、「健康づくり都市」を宣言している吹田市との連携のもとに、市民の自主的な健康づくりの実践活動を促進し、支援することにより市民の健康増進に寄与することを目的としています。

ウ 基本財産

2億1,700万円（うち本市2億^{えん}円出捐）

エ 主な事業内容

(7) 運動、栄養、休養の均衡のとれた生活習慣の形成を目的とした安全で科学的根拠に基づく健康づくりの実践指導

(イ) 健康づくり指導者の育成及び健康づくりの地域推進組織の育成、支援

(ウ) 市民向け健康情報紙の発行、各種パンフレットの発行、配布などによる健康づくりの啓発、普及

(エ) 市民参加による健康づくりイベントの開催

オ 令和6年度決算

当期一般正味財産増減額 △2,505,276円

一般正味財産期首残高 27,928,065円

一般正味財産期末残高 25,422,789円

当期指定正味財産増減額 0円

指定正味財産期首残高 200,000,000円

指定正味財産期末残高 200,000,000円

正味財産期末残高 225,422,789円

(2) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、本市の出資の目的に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

(3) 意見

ア 前回（令和4年度）の監査結果報告書において、今後の事業展開と収支見通しを明らかにした中期的な経営計画の策定を検討するよう意見を述べましたが、具体的な計画はいまだ策定されていません。当団体の一般正味財産は減少し続けており、この状況に対して手立てを講じる必要があります。現状分析と課題整理を行った上で、計画を策定し、それに基づき経営改善に向けた取組を進めてください。

イ 当団体の収入は、本市からの健康づくり活動推進事業補助金が約9割を占めており、当該補助金が事業活動ではなく団体運営への補助とみなされないように、団体としての独立性の向上に努める必要があると考えます。そのためにも、当団体においては自主事業の強化を図るなど、自主財源の確保に努めてください。

7 公益財団法人千里リサイクルプラザに係る監査の結果及び意見

(1) 公益財団法人千里リサイクルプラザの概要

ア 設立年月日

平成4年（1992年）3月16日

（平成24年（2012年）4月に財団法人から移行）

イ 団体の目的

当団体は、地球環境保全の重要性にかんがみ、地球温暖化の防止等を含む循環型社会の構築・推進に関する事業を展開し、もって持続可能な社会への転換に寄与することを目的としています。

ウ 基本財産

9億6,054万4,000円（うち本市5億3,880万円出捐^{えん}）

エ 主な事業内容

(7) 啓発・普及活動等に関する事業

(イ) 市民研究等に関する事業

(ウ) 講演・講座の開催等教育に関する事業

オ 令和6年度決算

当期一般正味財産増減額 2,665,842円

一般正味財産期首残高 31,496,105円

一般正味財産期末残高 34,161,947円

当期指定正味財産増減額 △97,008,000円

指定正味財産期首残高	1,057,552,000円
指定正味財産期末残高	960,544,000円
正味財産期末残高	994,705,947円

(2) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、本市の出資の目的に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

(3) 意見

現在、多様な環境問題が地球規模で深刻化していますが、2030年のSDGs（持続可能な開発目標）達成期限に向け、様々な取組が世界的に加速しています。

当団体においても、従前からのごみの減量やリサイクルといった事業にとどまらず、時代のニーズに合った役割が果たせるよう、より積極的に取り組むとともに、多くの市民の環境問題に対する理解が深まるよう、団体の活動内容の周知や情報発信にも努めてください。

第5 財政援助団体等監査（指定管理者監査）

1 監査の範囲

地方自治法第199条第7項に規定する本市の公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行で当該指定管理業務に係るものについて監査を行いました。

2 監査対象団体及び所管部局

一般財団法人大阪市青少年活動協会（吹田市自然体験交流センター指定管理者）及び地域教育部青少年室

3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査基準及び令和7年度財政援助団体等監査実施計画

4 監査の着眼点

- (1) 法令に基づく施設の点検が適正に行われているか。点検結果で改善すべき事項があった場合は、速やかに措置が講じられているか。
- (2) 施設の使用許可並びに使用料等の徴収及び減免の手続が適正に行われているか。
- (3) 協定等に基づく書類の作成及び保存が適正に行われているか。
- (4) 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

- (5) 精算方式の経費について、施設の管理に係る経理が他の事業と明確に分けられ、適正になされているか。
- (6) 施設の管理が利用促進及び利用者サービスの向上が図られるよう実施されているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和7年9月5日から令和8年3月27日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び指定管理施設の会議室等

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、指定管理施設の会議室等で、関係書類の提出を求め抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に関係職員の出席を求めて口頭により、監査対象団体及び監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び徴取した事項の評価を行いました。

6 指定管理者に係る監査の結果及び意見

(1) 指定管理者の名称

一般財団法人大阪市青少年活動協会

(2) 指定管理施設の概要

ア 名称

吹田市自然体験交流センター

イ 所在地

吹田市藤白台5丁目20番1号

ウ 主な施設

本館宿泊室、キャンプサイト、多目的ホール

(3) 指定管理業務等の概要

ア 主な指定管理業務

(ア) 使用の許可に関する業務

(イ) 使用料の徴収に関する業務

(ウ) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

イ 利用料金制の適用

なし

ウ 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 選定の方法

	公募	
オ	指定管理料	
	令和4年度	87,592,000円
	令和5年度	87,607,000円
	令和6年度	87,605,000円
	令和7年度	87,613,000円
	令和8年度	87,675,000円
	合計	438,092,000円

(4) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、指定管理に係る協定等に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

(5) 意見

ア 自主事業計画書の提出や承認、利用者ニーズの把握に関する調査結果報告書の提出について、当該センターの管理に関する基本協定書の規定に基づいた形での対応がされていないものが見受けられましたので、規定どおりに履行できるよう改善してください。

イ 収支状況について、直接経費と間接経費（一般管理費）が明確に区分されていないため、必要経費の実態を正確に把握することが困難な状況となっています。市と協議を行いながら、直接経費と間接経費が区分された形での収支計画書、収支報告書を作成するよう努めてください。

ウ 指定管理者においては施設の管理運営を適切に実施されており、サービスについても、利用者の視点に立ち、より良いものを提供する工夫を行っています。引き続き利用者の要望に応じ充実した対応ができるよう取組を進めてください。